

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の規定に基づき、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を修正いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1. 修正の目的

平成12年6月に福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を作成したが、火災発生時の対応の明確化等を踏まえ、所要の修正を行った。

2. 修正の年月日

平成21年8月7日

3. 修正の要旨

- (1) 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」について  
火災発生時の対応について、「第1発見者等は、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報する。」旨を追記し、対応を明確化した。
- (2) 福島第一原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」について  
発電所周辺監視柵の移設に伴う、周辺監視区域、一時集合場所、退避場所及び避難場所の変更を行った。
- (3) 柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」について  
発電所敷地内の退避場所及び集合場所名称の記載変更を行った。

以上